

I. 総括研究報告

社会的養護等の子どもに対する社会サービスの発展に関する国際比較研究 —循環型発展プロセスの課題と文脈の分析—

研究代表者 木村 容子 日本社会事業大学・准教授

研究要旨：本研究の目的は、世界各国の子ども家庭福祉、特に子ども保護サービスおよび社会的養護制度の発展に関する国際比較を通じ、各国が社会的要請や課題にどのように対応してきたのか、その教訓と課題解決のストラテジー等を分析することによって、わが国に予測される社会的要請・ニーズや課題と、それに対応する選択肢について検討することである。これまでの国際比較研究においては、各国の状況を網羅的に把握し、他国の現行システムの有効性から、わが国の体制や施策への適用性を示唆する研究にとどまっている。それゆえわが国への採用は形式的・断片的なものになり、その背景にある理念等が十分に議論されず、運用方法についてもうまく確立しがたい状況が生じると思われる。よって、他国との比較研究は、その国々の発展過程においてどのような教訓を得、直面した検討課題をどのようにクリアしていったのか、そのサイクルを文脈的にとらえていく必要があると考える。そこで、本研究では、文献調査と現地訪問調査を通じ、発展過程には1)社会的発見期、2)前駆期、3)達成期、4)振り返り期といった循環があるとの仮説を含んだ分析枠組みを用い、研究対象国の教訓と課題解決のストラテジーを浮き彫りにする。

本研究は3ヵ年計画である。2年目にあたる本研究報告書では、平成28年度までの研究成果および進捗状況について、研究対象国10か国・州の現行子ども保護システムを中心とした文献調査（Ⅱ. 分担研究報告）と、現地訪問調査を実施した6か国・州の調査（Ⅲ. 分担研究報告）を報告する。最終3年目の平成29年度は、分析枠組みに照らし、各国・州から抽出された個別な対応と得られた教訓、またその評価について把握、分析し、総体的に整理する。

研究分担者：

有村 大士（日本社会事業大学・准教授）
藤岡 孝志（日本社会事業大学・教授）

吉岡 洋子（頌栄短期大学・准教授）
趙 正祐（仁愛福祉財団 仁愛福祉研究所・専任
研究員）

研究協力者：

小原 眞知子（日本社会事業大学・教授）
菱ヶ江 恵子（日本社会事業大学大学院 社会福祉学
研究科 博士後期課程）
畠山 由佳子（神戸女子短期大学・准教授）
井出 智博（静岡大学・准教授）
永野 咲（日本女子大学/日本学術振興会・特別
研究員PD）
佐藤 桃子（同志社大学/日本学術振興会・特
別研究員PD）

丁 泰熙（日本社会事業大学大学院 社会福祉学
研究科 博士後期課程）
Christophides, Chris (B. Sc. (Hons),
C. Q. S. W., M. A. (Econ), Child Placement
Training and Consultancy Limited)
O' Higgins, Aoife (DPhil Candidate
Education, University of Oxford)
Wolmesjö, Maria (Associate Professor,
University of Borås)
Awazu, Miho (MSW, LICSW, Executive
Director, International Foster Care

Alliance)
Sashikata, Wendy (Independent Researcher,
Bachelor of Arts Child and Youth Care)
Boase, Miki I. (Independent Researcher)
高岡 昂太 (University of British
Columbia/日本学術振興会・海外特別研究
員：2016年度所属)
Thepparp, Rungnapa (Associate Professor,
Thammasat University)
Tasee, Parinda (Lecturer, Thammasat
University)
Bernardino, Freddie H. (Project Development
Officer III, Local Government Unit of
Taytay, Rizal)
Obtinero, April (consultant and freelance
researcher, child's right advocate)

A. 研究目的

(1) 研究の目的と意図

本研究は、世界各国の子ども保護サービス（日本でいう児童相談所機能）および社会的養護制度の発展に関する国際比較を通じ、各国が社会的要請や課題にどのように対応してきたのか、その教訓と課題解決のストラテジー等を分析することによって、わが国に予測されうる社会的要請・ニーズや課題と、それに対応する選択肢について検討することが目的である（図1）。

これまでの国際比較研究において、先駆的な事例や各国の紹介はその場所や国のシステムの紹介や理由に焦点が当てられていた。各国の状況を網羅的に把握し、他国の現行システムの有効性から、わが国の体制や施策への適用性を示唆する研究にとどまっている。それゆえわが国への採用は形式的・断片的なものになり、運用方法についてもうまく確立しがたい状況が生じると思われる。しかしながら、各国には各国の対応の背景やその文脈があり、それらを充分踏まえた制度・施策や社会的対応に繋げるには限界があった。よって、他国との比較研究は、その国々の発展過

程においてどのような教訓を得、直面した検討課題をどのようにクリアしていったのか、そのサイクルを文脈的にとらえていく必要があると考えた。

本研究では、発展過程には1)社会的発見期、2)前駆期、3)達成期、4)振り返り期といった循環があるとの仮説を含んだ分析枠組みを用い、研究対象国の教訓と課題解決のストラテジーを浮き彫りにすることを目的とした（図1左）。具体的な制度・施策、社会的対応に留まらず、子ども虐待やネグレクトなどといった対応すべき課題についての社会的発見から、対応、評価までの文脈、そしてその評価から得られた教訓の一連の流れ、および集積として各国の施策を共通の枠組みで再評価できるよう検討を進めた。制度やシステムは積み重ねられていくものであり、そのため紆余曲折しながらスパイラル状に積み重なり、それぞれの国々の現状へと連なっている（図1右）。これにより、他の国々とわが国の状況や発展段階は異なっているにもかかわらず、共通する枠組でとらえられる。このことにより、他の先進諸国からは、わが国が現在直面する課題に加え、これから直面する課題、対応を要する課題について予測をし、また実際に活用することができる。また、発展が進む国々からはわが国のこれまでの政策を見直し、見直すべき点やかけている点を見つけることができる。

また、重要な点として、現在わが国を含めた先進諸国では、少子高齢化等が進み人口オーナスの影響を受ける中、効果的な財源配分の見直しなど、パブリックセクターとプライベートセクターの関係について見直しが進められている。従って、プライベートセクターが大きな位置づけを持つ発展中の国々のシステムは、先進諸国が持続可能な子ども家庭福祉を確立するために、改めて学ぶ対象にできる。

つまり、従来国際比較研究の欠点から検討の枠組みを見直したことにより、本調査における発見からわが国に予測されうる社会的要

請・ニーズや課題と、それに対応する選択肢について検討することが出来、研究成果のわが国への適用効率性、実施可能性等は極めて高いと考えられる。加えて、各国と共通した部分、および特異的な部分が把握されることにより、日本の施策や経験が世界に対して貢献できる部分も抽出できることが予想される。

西洋先進諸国のシステムだけが先進的であると位置づけるだけでは評価に限界があり、発展を中心とした時間軸と、教訓とコンテキストに焦点を当てることにより、発展段階にかかわらず、それぞれの国々の長所と短所をいわば対等に評価し、わが国の子ども家庭福祉システムに取り入れるべき教訓を整理することができる。そして、わが国が子ども家庭福祉における施策を検討する際に、積極的に諸外国の教訓を検討することができる枠組みを構築することが目的である。

(2) 研究成果の活用方法

研究の最終的な目的はその成果の活用にあるため、成果の活用方法について特記しておきたい。

先行文献を検討した結果、子ども家庭福祉領域における従来型の国際比較研究においては以下の2つの類型に整理ができた。第1類型は、例えば海外の施策やシステムについて情報収集を行い、わが国が遅れているという位置付けで、得られた情報の紹介を行うものである。第2類型は、例えば海外の実践モデルを先駆的モデルとして紹介し、わが国での適用を検討するものである。第1類型、第2類型とも具体的な施策や実践モデルにとどまるものが多く、その背景や踏まえなければならないコンテキストについて十分な検討が行われているとは言い難い。その結果として、紹介された情報が、わが国の実践現場に活用されることは少なく、紹介にとどまっているものも多い。

一方、今回の研究では海外における情報収

集により得られた結果を、国家やシステムの成長段階に即して整理することになる。また施策やシステムに焦点を当てるだけでなく、それを学ぶべき「教訓」として整理する。従って、単に現時点での国際横断的な調査結果としてだけでなく、将来的な課題に対して、各国の経験や教訓から学ぶ形で施策展開が可能となる。このことにより単にわが国が遅れているというだけでなく、わが国の施策やこれまでのコンテキストを活かした形で、各国の教訓や経験を活用できる。つまり、他国のシステムをそのまま導入することは難しいが、各国が得た「教訓」は微に入り細に入りさまざまなレベルで活用することができる(図2)。各国の経験や教訓から学び俯瞰した形で施策展開ができると考える。

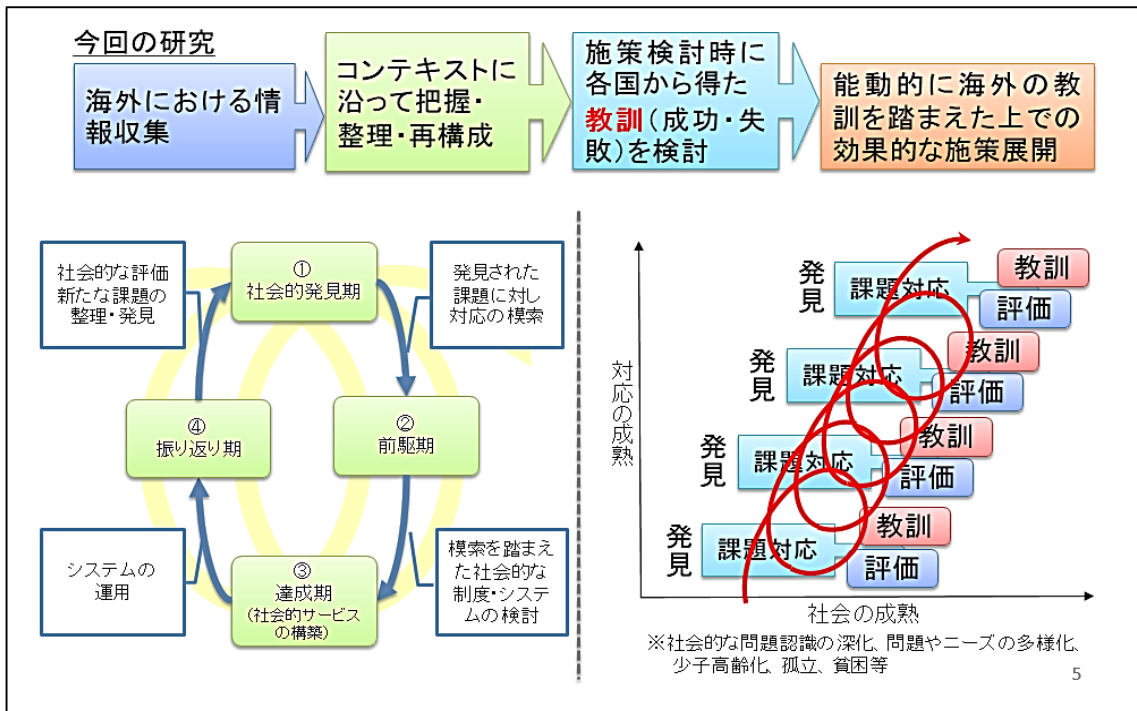


図1 本研究における仮説を含んだ枠組み

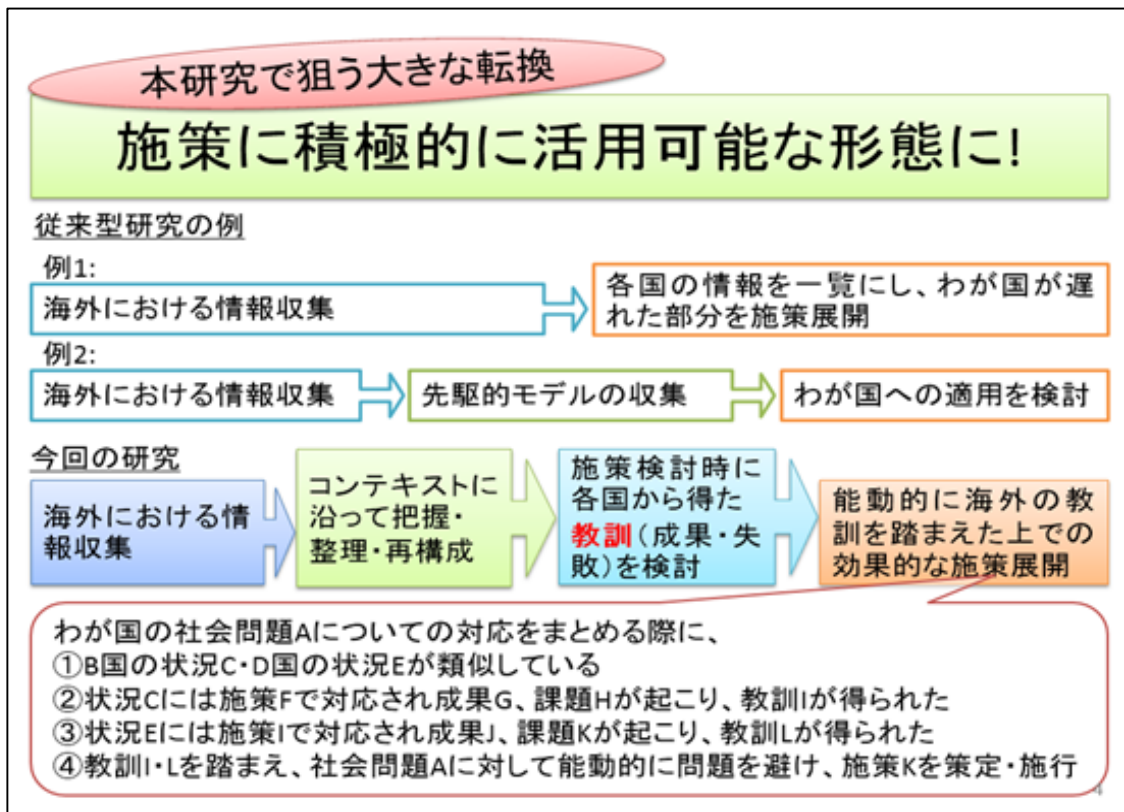


図2 本研究において得られた成果の活用方法

B. 研究方法

本研究は、研究対象国の調査担当者による文献調査および現地訪問調査を通じ、発展過程には1)社会的発見期、2)前駆期、3)達成期、4)振り返り期といった循環があるとの仮説を含んだ枠組みを用い、各国が社会的要請や課題にどのように対応してきたのか、その教訓と課題解決のストラテジー等を分析する。

子どもにまつわる社会サービスの発展過程においては、新たな課題が派生したり問題が集積し社会問題化する「①社会的発見期」、それまでに得た教訓からの課題を受け、模索をしたり、様々な社会的な検討が加えられる「②前駆期」、そして実際に制度化が進む「③達成期」、実際にシステムを運用することで社会的な評価が行われる「④振り返り期」といった、いわばPDCAサイクルの繰り返しであるという仮説を含んだ枠組み（図1の左図）を持ち、検討を行う。そしてこの①、②、③の時期が、社会変化や新たに直面する課題が出てくることによってくり返し出現しているという前提のもとに、検討を行うこととする。

1) 文献調査

日本語および英語、対象国における言語に長けている研究者が得られている国においては対象国の言語で発表されている文献・資料について、分析枠組みに沿ったレビューをおこなう。

2) 現地訪問調査

各国の対応課題、対応の検討と制度化のプロセス、その評価という、子ども保護を中心としたシステムの発展過程における文脈および評価における社会的指標とその評価方法についてヒアリングする。

3) 各国選定理由

研究対象10か国/州についての選定理由を記す。

① イギリス

イギリスは、子どもの保護において、19世紀後半から国家として法整備を行い、1989年には、子どもの権利条約に見る権利主体としての子どもや子どもの最善の利益を理念に据えたChildren Act（「児童法」）を制定し、「親責任（parental responsibility）」のもと、地方自治体と親とのパートナーシップによる「共同ケア（Shared Care）」を形成している歴史ある国である。イギリスにおいて要保護児童は、“Children in Need”と、自治体によるChild Protection Plan（児童保護計画）のもと社会的ケアを措置・処遇される“looked after child”を指すが、法とガイドラインに基づき、改正を行いながらそのシステムを発展させてきた。その発展プロセスから、わが国における児童福祉法並びに児童虐待防止法等に基づく子どもの保護と社会的養護のあり方を検討することができる。

また、1990年代後半より大きな問題となっている子どもの貧困は、近年のイギリスの子ども家庭福祉施策の中心的課題である。ブレア政権の子ども貧困撲滅宣言を受け、2010年3月にはChild Poverty Act（「子ども貧困法」）が成立し、子ども虐待等子ども保護に関わる施策も、貧困家庭の創出という循環をくり返さないためにも重視されているところである。わが国でも2014年に子どもの貧困対策法が施行されているが、イギリスの取り組みとその動向から、多くの示唆が得られると考える。（木村容子）

② フランス

フランスと日本においては、国レベルと地方レベルでの二重体制となっている点が大きく共通している。日本の子ども保護施策における長年の課題である二重行政の役割の明確化について、フランスでの役割分担および司法、警察との協働のあり方を調査することで、日本の今後の体制のあり方を考える上で役立つ知見が得られることが期待される。

フランスは、子ども保護ケースについて法的

強制介入が75%、25%が家族の任意により支援する形であったが、2016年3月の法改正により、子どもにとっての親の権利を護るという考えから、法的介入なく家族の任意でまずは介入し、それが不可能な場合には法的強制介入を取る優先順位を設けた。この点においても介入と支援のあり方を考える上で、大変役立つのではないかと考えている。

フランスはそもそも家族に対して大きな価値を置き、また権利意識も強い国である。家族政策の充実や家族手当の手厚さにおいても、それが表れている。先に述べた2点に加え、日本とは文化が異なりながらも、そのシステムの改変を調査することで、たくさんの有意義な教訓が得られることが期待される。(畠山由佳子)

③ スウェーデン

スウェーデンは、体罰防止法を世界に先がけて施行した国として名高いが、これは、家庭養育を重視していることが根幹にある。公的な介入は、その家庭養育を前提としており、当然のことながら、その介入(保護、里親養育、施設養育等)も家庭養育を補完するという意味が大きい。我が国が、児童虐待防止法の施行によって、それまでとは状況が大きく変わり、早期発見・介入に力を入れざるを得なくなった状況がある中で、スウェーデンのように一貫して家庭養育を中心に据えた施策を行っていることは、今後の日本の施策展開において改めて検討すべき課題である。

また、スウェーデンでは、子どもの保護及び支援の過程を支える法律は、「個人・家族に対するサービス」と「青少年のための特別措置法(LVU)」に基づいており、ここでも、家庭を基盤においている。家庭機能の支援として行われるコンタクトパーソン/ファミリーなどもおおいに参考になる。

さらに、スウェーデンは、児童福祉に関するサービスをどのように構築するかを決定するのは、地方行政の責任である。実施するサービスを選択するにあたって、地方当局はかなりの

自由裁量権を持っている。地方行政単位であるコミュニティは、地域の状況を把握・支援するのに優れており、日本の自治体はその大小にかかわらず同様のサービスを行う状況とは異なる。日本においても最適な子ども保護・支援対応の機関規模の検討が必要であり、その点でも大いに参考になると考えられる。(藤岡孝志)

④ デンマーク

デンマークでは、子どもの保護と社会的養護の仕組みは社会サービス法に規定され、各基礎自治体(コムーネ)の責任で行われている。本研究でデンマークを取り上げるのは、1990年代より「家族に対する支援」が重視されると同時に、「子どもの意見表明権」の原則に立ち、子ども中心の支援のあり方が模索される過程にあるためである。デンマークの社会的養護制度は、もともと強権的な国家の介入と専門職主義の強いものであったが、次第に「家族との協働」を目指すものへ移行してきた。この変化は1990年代から2000年代に起こったものである。1990年に政府の専門委員会によって「子ども時代と青年期の継続性」が重要視されるようになり、1993年に行われた法改正の結果、各自治体は代替的養護を受ける子どもたちとその両親との接触を積極的に支援するようになった。また近年、メディア報道により明らかになった各自治体での子ども虐待対応の問題点について、デンマークでは何度も方や仕組みの見直しが行われている。課題を発見し、新たな仕組みを定着させ、評価していくプロセスを、デンマークの例から検討することができるだろう。(佐藤桃子)

⑤ アメリカ合衆国ワシントン州およびイリノイ州

アメリカ合衆国の子ども保護制度は州によってそれぞれそのシステムが異なるため、50州50通りのシステムがある。本調査においては、その中から、ワシントン州とイリノイ州を選定することとした。

ワシントン州は州の郡単位でそれぞれのシ

システムを持っている州であり、一方でイリノイ州は州全体で1つの共通したシステムを持っている州である。異なるシステムのあり方をもつ州を選定することで、多様性を持つアメリカ合衆国の子ども保護システムを表象できるのではないかと考えたのが1つ目の理由である。

第二に、アメリカ合衆国内における州間の子ども保護制度の違いに着目した。ワシントン州は、2013年に区分対応システム(Differential Response : DR)の一種である代替レスポンスプログラム(Alternative Response Programs)が採用された、いわばDR遅咲きの州である。一方のイリノイ州は、2011年に大規模なDRのパイロットスタディに参加することを表明し、州全域でDRを導入したにもかかわらず、2012年11月には中止となった州である(DRを行なった全米44州中、中止した2州のうちの1つ)。これにより、イリノイ州は独自のやり方で、子ども保護システムを改変していくという道をとったのである。このように、DRを採用するワシントン州とDR以外により対応するイリノイ州をサンプルとして調査することで、両者の情報を収集することができると考えた。

最後に、両州には特徴的な背景や取り組みが存在していることがあげられる。ワシントン州は、介入初期からFamily Team Decision Makingの全数実施を目指している点や、当事者ユースによる審議会Passion to Actionが州の制度策定段階で関与する点など、当事者参画の取り組みに特徴を有している。また、全州にプログラムやサービスを開発・提供するCasey Family Foundationの本部を有しており、研究者と実践の相互関与および制度設計のプロセスを調査するのに適した州であると考えられる。イリノイ州は上記のDR中止も含め、過去20年間の間に子ども保護システムにおいて、政治的な変化を理由として大きな変化がたくさんあった州である。ゆえにそれらの変化が波及的にどのような結果をもたらしているかを調査するには大変適した州ではないかと考える。

(畠山由佳子・永野 咲)

⑥ カナダ/ブリティッシュ・コロンビア州

アメリカ合衆国と同様に、カナダにおいても子ども保護政策は州により大きく異なっている。しかし、アメリカ合衆国では、連邦政府が子ども家庭福祉に関する大方針を決定するのに対し、カナダでは、こうした決定も州政府に任されている。この違いから、制度策定のイニシアティブや予算配分等の違いが生じることが想定され、北米間での比較が有意義であると考えられることから、カナダを選定した。

州の選定に際しては、アメリカ合衆国ワシントン州との比較を念頭に、子ども保護制度において、区分対応システム(Differential Response : DR)を採用するブリティッシュ・コロンビア州を選定した。ブリティッシュ・コロンビア州は、太平洋に面する州であり、人口においてはカナダ第二位の大きな州である。子ども保護関連制度については、州政府の組織であるMCFD(Ministry of Children and Family Development)がその責務を負っている。近年、インテークセンターの設置や機関間連携のための情報共有の制度化が図られているが、子ども虐待対応において介入と支援のバランスを模索している点は、日本と共通の課題を有していると考えられる。以上から、カナダブリティッシュ・コロンビア州を選定した。

(永野 咲)

⑦ 大韓民国

民間の社会福祉法人(以下、民間とする)の取り組みが活発である点である。複雑化する児童問題への対応や、児童福祉分野における所属及びその管轄が異なる関連機関が迅速に連携を図るために、関連法律の改正や整備を行い、また民間を中心に連携を図っている。他機関・多機関との連携及び協力体制に対する従来とは異なった視点から得られる新たなアプローチや視点の取得を目的に選定した。

韓国は児童福祉施設の運営のみならず、日本でいう児童相談所(以下、児相とする)が行う業務(措置業務を含む)を細分化した上で、その機

能や運営を民間に委託している。法人によっては児童福祉施設と児相の業務の中から、子ども虐待対応という業務に特化した機関(以下、子ども保護専門機関とする)も運営している法人もある。また、児童福祉分野のみならず、障害者福祉や高齢者福祉分野の施設まで有している法人も少なくない。このように民間が専門分野を超えて蓄積したノウハウを共有することで、児童福祉において介入・保護し、家庭(もしくは地域社会)への復帰を図る、あるいは家庭への支援を行う上で欠かせない地域の社会資源へのアクセスや開発も容易にしている。

今後、日本にとっても、地域を中心とした介入や保護、支援の展開を進める際に地域社会とともに成長してきた民間の社会福祉法人の担う役割は重要であろう。(丁 泰熙)

⑧ タイ

経済発展の進むタイは、度々のクーデター等を迎えながらも着実に経済発展を遂げてきた。近年では国際的なサポートを受けながら子ども家庭福祉施策の改革を進めており、特に先進国における介入型モデルの欠陥点をよく検証しながらタイ型のモデルの形成を進めている最中である。また津波等の被災経験によって、子どもたちへの影響についてユニセフなどと中長期的に把握するためのプログラムを開発している。限られた予算、体制の中で、国として責任を持って子ども家庭福祉の実施体制を整えるべく法制度等の改革が進められているところである。

タイが国際社会の影響を受けながらそれをどう評価し、自らの国に取り入れるべく取捨選択と発展をダイナミックに進めている最中であり、その中で試行錯誤や先進色を見る姿には学ぶ部分が多い。特に、オーストラリアなどオセアニア諸国の影響を強く受けながら、コミュニティ・ベースド・モデル、および当事者参画型モデルなど、国際的に見ても先駆的なモデルの導入、およびその背景分析は、わが国への導入に際しても大きな示唆

があると予想される。(有村大士)

⑨ フィリピン

スペインの植民地であったフィリピンは、アジア唯一のカトリック教国であり、米西戦争の結果、フィリピンの統治権がスペインからアメリカに譲渡され、植民地化されていたことから、政治経済ばかりでなく社会福祉制度についてもアメリカの影響を受け、アメリカに倣って編成されてきた経緯がある。長期にわたる植民地支配と、その構造から抜けきれない戦後の二階層社会という構造が引き起こしている貧困問題は、フィリピンの社会福祉の根底の問題である。

フィリピンは、1987年のアキノ政権下において、社会サービス・開発庁を社会福祉開発庁(Department of Social Welfare and Development : DSWD)と改称し、地域に根ざした社会福祉(Community-Based Approach)を強調しており、地域を基盤とした草の根的な住民組織とNGOとの提携関係を重視し、従来の上意下達の社会福祉から上意下達方式へと社会福祉システムを転換してきた。NGOとの協力関係は、当時の国家予算のうち社会保障・福祉費が0.6%にすぎず、脆弱な社会福祉財政という問題も背景にあった。また、1990年に子どもの権利条約に批准したことにより、本条約とフィリピン国憲法を基盤に、政府全体の責任として子どものための行動計画を策定し、計画に従いどのような改善がなされたかを国連への報告の義務として取り組んでいる。目下、2011-2016年の児童福祉国家行動計画が実施されている。貧困の背景や様相は異なるが、アメリカの影響を受け、社会福祉制度が整備されてきた背景や、1994年に子どもの権利条約に批准したわが国に比して、早くからコミュニティ・ベースド・システムを用い、また子どもの権利条約を具現化する法制度や施策を展開してきたフィリピンの発展プロセスから得られる教訓は、わが国の市町村の子どもの保護及び子どもとその家族に対するケアのあり方等に関して、多くの示

唆を与えると考える。(木村容子)

4) 倫理面への配慮

本調査にあたっては、研究協力者及び現地訪問調査先の対象者・機関に対し、以下の点に同意を得た上で実施した。なお、日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会による審査を受け、承認(承認番号15-1104)を得ている。

- ① 調査は、調査の趣旨を書面と口頭で説明し、書面による同意を得たうえで行う。
- ② ヒアリング調査への協力は拒否することができる。調査途中であっても協力を拒否することができる。いずれの場合でも、拒否によって不利益を被ることは一切ない。
- ③ ヒアリングの調査から得たデータについては、研究者が所有するインターネットに接続しないパソコンやハードディスク内でのみ保管することとし、厳密に管理する。
- ④ データの保存期間は研究終了後5年間とし、保存期間終了後は個人情報情報が漏えいしない形で速やかにデータを破棄する。
- ⑤ 研究成果は、報告書および学会誌、学会発表で使用予定であり、それ以外の目的では使用することは一切ない。

C. 研究結果

1~2年目の平成27年度と28年度において、研究対象国10か国・州(イギリス、フランス、スウェーデン、デンマーク、アメリカ合衆国ワシントン州およびイリノイ州、カナダ ブリティッシュ・コロンビア州、韓国、タイ、フィリピン)各国・州の文献調査と現地訪問調査を実施した。各国・州の選定理由は、前述B.研究方法3)各国選定理由に示したとおりである。文献・資料により把握した各国・州についての基本情報の一覧を表1に示している。

II. 分担研究報告では、各研究対象国10か国・州の文献レビューを通じ、分析枠組みに基づきその発展過程を整理した。「考察」では、その国のシステムと発展過程における特徴と教訓、そして、わが国への示唆をまとめた。III.

分担研究報告では、平成28年度に現地訪問調査を実施したイギリス、フランス、スウェーデン、デンマーク、アメリカ合衆国イリノイ州とカナダ ブリティッシュ・コロンビア州の6か国・州の報告を掲載している。分析枠組みの発展プロセスを念頭にヒアリングを行い、各訪問先の記録を作成し、その発展過程の特徴や教訓について検討した。

文献調査と現地訪問調査を通じ、各国の発展過程から多くの教訓と示唆が得られた。そのシステムは大きく異なるものの、子ども保護施策は、子どもの死亡事件等国の責任を問うような大事が起こり世論がわくであったり、あるいは政権交代によるリーダーシップの取り方に変化があることなどにより、その振り子が揺れる。しかしながら、コミュニティベースの予防的支援、在宅支援に傾倒している国が多かった。エビデンスに基づく指標や評価による方法をとる国、また deductive な意思決定による方法をとる国もあった。

地方自治体が実施主体となり、中央政府機関がスーパーバイズ、モニタリング機能を果たす仕組みを持っている国々では、わが国が見習うべきシステムもある一方で、現場の末端までをカバーするには、中央政府機関のその機能を果たすには脆弱な体制や自治体間格差等の問題を抱える国もあった。

子ども保護に関する国レベルでのデータベースを持っている国も多い。国全体、あるいは自治体ごとのデータを定期的にとりまとめ、公表している国々では、子ども保護の成果指標を設けている一方で、それが現場の実践の向上には直接的には意味をなさないと現場レベルではとらえられているデータ項目もあり、現場のソーシャルワーカーらにとって負担となっている面もあった。また、これらの国々の中には、データベースの管理等を担当する専属のスタッフやチームが自治体に置かれている国もあり、自治体が提供するサービスの質向上に役立てられている国もあった。

子どもの権利擁護における取り組みは概し

て活発であり、子どもやその家族の参画が法律に規定されていたり、その仕組みをもっている国が多かった。

D. 考察

研究対象国・州の子ども保護システムは多様である。しかしながら、その根底には子どものウェルビーイングや人権意識、原家族を大事にする価値があることが、子ども保護に関わる専門性を支えていると推察される。子ども保護に関するデータベースの構築と運用や、子どもの権利擁護における取り組みについてはとくに、わが国は大きく遅れをとっている。

そのシステムに至る課題への取り組みや振り返りのプロセス、その背景にある考え方について、厚生労働省が9月に示した新たなサービス提供の枠組みなど新たな方向性に照らし、わが国ではこれまでには重要視されていなかった点が各国の分析から抽出された。各国の試行錯誤による積み重ねに着目した本研究において、先進国、発展途上国の区別なく各国からの教訓が得られたことも大きな成果である。

本研究では、各国がそこに至るコンテキスト、とくに成功や失敗を踏まえたいわば教訓を、単に文献からだけでなく政策や現場での実践等に関わっている人々から収集している。これらを集積することで、子どもの社会サービス構築の材料に光を当てて立体的な情報が集積できる。集積した情報は、わが国が政策を考える際の検討事項の材料とし、政策実施後の反省点も踏まえた施策の展開が可能となる。また、教訓を踏まえた、いわばデータベースを構築し、わが国の子ども家庭福祉、および子どもの保護領域の施策の展開に役立てられうる。

E. 今後の研究計画

最終3年目の平成29年度には、各国の文献調査および現地訪問調査の結果をあわせて、

子ども保護システムを中心とした子どもの社会サービスの構築について、社会的課題の発見からその対応、評価までを一連の流れとしてその文脈を総合的に分析し、教訓を見いだす。そのうえで、これからの日本が直面する課題やアジェンダを、日本の文脈と教訓と照らし合わせて析出し、社会的なとらえ方の枠組みとその要素を検討する。

表1 各国概要

	日本	イギリス	フランス	デンマーク	スウェーデン	カナダ	アメリカ WA州	アメリカ IL州	タイ	フィリピン	韓国
政体*1	立憲君主制?	立憲君主制	共和制	立憲君主制	立憲君主制	立憲君主制	大統領制、連邦制		立憲君主制	立憲共和制	民主共和国
宗教*1	神道(84.9%) 仏教(68.5%) キリスト教 (1.9%) *12 二重所属など により100%を 上回る	キリスト教 (71.6%) イスラム教 (2.7%) ヒンドゥー教 (1.0%) 他シーク教、ユ ダヤ教、仏教 *12	カトリック (64%) イスラム教 (8%) プロテスタント (3%) 仏教(1.2%) ユダヤ教 (0.9%) *12	福音ルーテル 派(国教) (80.7%) イスラム教 (3.6%) カトリック (0.7%)*12	スウェーデン 国教会(福音 ルーテル派) (71.3%) その他のプロ テスタント (4.4%) イスラム教 (5%)*12	キリスト教 (70.3% カトリ ック 42.6%、プ ロテスタント 23.3%) イスラム教 (1.9%) *12	キリスト教(78.5% カトリック 23.9%、プ ロテスタント 51.3%、モルモン教 1.7%) ユダヤ教(1.7%) 仏教(0.7%) イスラム教(0.6%) ヒンドゥー教(0.4%) *12		仏教(83%) イスラム教 (9%) 伝統信仰 (2.5%) *12	キリスト教 (92.7%)(カト リック 81.1%) イスラム教 5% *12	キリスト教 (29.3%) 仏教(22.8%) 儒教(0.2%) 無宗教 (46.5%)*12
人口*23	約1億2657 万3000人	約6471万 6000人	約6439万 5000人	約566万9000 人	約977万9000 人	約3594万人	約589 万人*9	約 1,242 万人*9	約6795万 9000人	約1億69万 9000人	約5029万 3000人
人口年間増加率*23											
1990~2015	0.1	0.5	0.5	0.4	0.5	1.0	1.0		0.7	1.9	0.6
2015~2030 α	-0.3	0.5	0.4	0.4	0.6	0.8	0.7		0.0	1.4	0.3
子ども人口の占める割合	・約15.6% ・0~14 歳:13.1%*12	・約21.2% ・16歳未満:約 20% *4	・約22% ・0~14 歳:18.7%*12	・約20.6% ・約20% (2014)*19	・約20.2% (・17.1%(0~14 歳)*12	・約19.3% ・21.6%(OL州 2011) ・20歳未 満:28.7%*4 ・15.5%(0~14 歳)*12	・約22.7% ・19.0%(0~14歳) *12		・約21.5%	・約38% ・33.4%(15歳 未満 2010 年)*21	・約17.7% ・約21% (2013)*21 ・13.7%(15歳 未満)*12
粗出生率*23	8	13	12	10	12	11	12		11	23	9
合計特殊出生率*23	1.4	1.9	2.0	1.7	1.9	1.6	1.9		1.5	2.9	1.3
年間出生数*23	103万3000人	81万3000人	78万2000人	5万9000人	11万9000人	38万7000人	402万5000人		71万5000 人	234万9000人	45万7000人
出生登録された5歳未 満の子どもの割合(%)+ 2010~2015* *23	100v	100v	100v	100v	100v	100v	100v		99y	90	-
5歳未満児死亡率*23	3	4	4	4	3	5	7		12	28	3
高齢化率	26.7%(2015 年)*13	16.6%(2011 年) *3	17.5%(2013 年) *6	15%(2005年) *5	19.1%(2012 年)*6	16.1%(2015 年)*2	14.9%*12		15%(60歳 以上 2013 年)*2	1.9% *6	11.4%(2011 年)*3
失業率	3.1%(2016/6) *10	6.2%(2014)*2	10.4%(2015) *1	6.5%(2014)	7.9%(2014)*1	6.9%(2014)*1	4.9%(2016/1月)		0.8% (2014)*1	6.3%(2015)*1	3.6%(2015)*1

	日本	イギリス	フランス	デンマーク	スウェーデン	カナダ	アメリカWA州	アメリカIL州	タイ	フィリピン	韓国
GDP 成長率	マイナス 0.06%*12	2.9%(2014) *2	1.14% (2015 年)*1	1.1% (2014 年)*1	2.3% (2014 年)*1	2.5% (2014 年)*1	1.0%(実質 2015年第4 四半期暫 定値)*1		2.8% (2015 年)	5.8%(2015 年)*1	0.2% (2009年) *5
一人当たりの GDP 年間平均成長率(%)*23 1970~1990	3.4	2.2	2.2	2.0	1.8	2.0	2.2	4.8	0.6	7.5	
1990~2014	0.7	1.8	1.2	1.2	2.0	1.6	1.6	3.1	2.3	4.3	
社会保障給付費	112兆1,020 億円(2014 年)*15	3580億ポ ンド(2011- 2012)*11	6729億 ユーロ (2011年 社会保護 会計)*6		約3000 億クロー ナ(2012) *24						
GDP に占める社会保障費率	22.9%(2014 年)*15	24.1%(2009 年)*17 23.12%(2013 年)*15	32.1% (2009 年)*17 31.73% (2013 年)*15		29.8% (2009 年)*17 27.78% (2013 年)*15		19.2%(2009 年) 19.02%(2013 年)*15 GDP に占め る社会支出 費率				
GDP に占める社会的養護費率	0.02%*21	2009/2010 年度、社会 的養護全体 の予算のう ち、92%が里 親と施設*21		0.75% (2014 年)*19					34.4%*21	0.02%*21	
家族関係社会支出の対 GDP 比(%)*2011 *10	1.36	3.78%	2.85		3.46		0.72				
GDP に占める公共支出のうち保健分野の割合 (2009-2013*)(%)*23 *	8	8	9	9	8	8	8	4	2	4	
一人当たりの GNI 米ドル 米ドル 2014*23	42,000ドル	43,430ドル	42,960ド ル	61,310ド ル	61,610ド ル	51,630ド ル	55,200ドル	5,780ド ル	3,500ドル	27,090ド ル	

*1 外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html> 2016.8.19 取得

*2 厚生労働省編 (2016) 「2015年海外情勢報告 世界の厚生労働 2016」音羽印刷株式会社

*3 宇佐見耕一・小谷眞男・後藤玲子ほか (2014) 「世界の社会福祉年鑑 2014 第14集」旬報社

*4 マシユール・コルトン、マーガレット・ウィリアムズ編 (2008) 「明石ライブラリー123 世界のフォスターケア-21の国と地域における里親制度」庄司順一監訳、明石書店

*5 萩原康生・松村祥子・宇佐見耕一ほか (2010) 「世界の社会福祉年鑑 2010 第10集」旬報社

*6 宇佐見耕一・小谷眞男・後藤玲子ほか (2013) 「世界の社会福祉年鑑 2013 第13集」旬報社

*7 萩原康生・松村祥子・宇佐見耕一ほか (2009) 「世界の社会福祉年鑑 2009 第9集」旬報社

- *8 厚生労働省ホームページ 海外調査結果 インドネシア：基本情報 資料3 <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10501000-Daijinkanboukokuksaika-Kokusaika/0000027935.pdf> 2016.8.149 取得
- *9 内閣官房 アメリカの州ごとの人口・面積・GDPについて 資料3 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doushuu/kuwari/dai6/siryou3.pdf> 2016.8.19 取得
- *10 内閣府ホームページ 出生や家族関係支出に関する国際比較(資料6) http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/shien/k_1/pdf/s6.pdf 2016.9.13 取得
- *11 平部康子(2012)「特集：社会保障における財源論—税と社会保険料の役割分担— イギリスにおける社会保障給付と財源の統合化」海外社会保障研究 Summer No.179.29-37.
- *12 二宮書店編集部編(2016)「データブックオブ・ザ・ワールド 2016年版—世界各国要覧と最新統計—」二宮書店
- *13 内閣府ホームページ 平成28年版高齢社会白書(全体版)(PDF形式) http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2016/zenbun/28pdf_index.html 2016.8.31 取得.
- *14 内閣府ホームページ 国民経済計算(GDP統計) <http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html> 2016.8.31 取得.
- *15 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ 社会保障費用統計(平成26年度) http://www.ipsss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h26/fsss_h26.asp 2016.8.32 取得.
- *16 厚生労働省 社会的養護の現状について(参考資料) http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf#search=%E8%A6%81%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E5%85%90%E7%AB%A5%E6%95%B0 2016.8.31 取得.
- *17 内閣府ホームページ 社会保障の現状について http://www5.cao.go.jp/keizai-kaigi/special/future/0421/shiryou_03.pdf#search=%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E8%B2%BB+%E5%AF%BEGDP+%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E6%AF%94%E8%BC%83 2016.8.31 取得.
- *18 デンマーク統計局 Statistics Denmark <http://www.dst.dk/da> 2016.8.31 取得
- *19 佐藤桃子「デンマーク」日本社会事業大学社会事業研究所(2015)『平成26年度 厚生労働省児童福祉問題調査研究事業 課題9 社会的擁護制度の国際比較に関する研究 調査報告書 第2報』日本社会事業大学社会事業研究所.
- *20 Ankestyrelsen, 2014, *Anbringelsesstatistik, Årsstatistik2013*
- *21 日本社会事業大学社会事業研究所(2015)『平成26年度 厚生労働省児童福祉問題調査研究事業 課題9 社会的擁護制度の国際比較に関する研究 調査報告書 第2報』日本社会事業大学社会事業研究所.
- *22 カナダ統計局 トップページ <http://www.statcan.gc.ca/eng/start> 2016.8.31 取得.
- *23 unicef ホームページ 世界子供白書2016 <https://www.unicef.or.jp/sowc/data.html> 2016.9.13 取得
- *24 宇佐見耕一・小谷眞男・後藤玲子ほか(2012)「世界の社会福祉年鑑 2012 第12集」旬報社
- *25 宇佐見耕一・小谷眞男・後藤玲子ほか(2015)「世界の社会福祉年鑑 2015 第15集」旬報社
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。
- * データが、列の見出しで指定されている期間内に入ってきた直近の年次のものであることを示す。
- v これらの国々の住民登録システムが完全なものですべての(出生を含めた)生存・死亡に係るデータが登録されている場合には、推定値として100パーセントが導かれる。
- α 中間出生率変化予測に基づく。
- + 統計方法のさらなる詳細な説明やこれらの推計値に対する近年の算出方法の変化は、*23の108ページの基本統計の欄に掲載している。
- ++ 出生登録に関しては複数指標クラスター調査第2ラウンドおよび第3ラウンド(MICS2とMICS3)から第4ラウンド(MICS4)にかけてその定義が変化した。その後のラウンドにおける比較可能性を持たせるため、MICS2およびMICS3から引かれたデータはMICS4で用いられた指標の定義にしたがって計算し直されている。それゆえ、ここで紹介する再計算を経たデータは国別のMICS2/MICS3に掲載された推計値と異なりうる。
- 初等教育総就学率 年齢に関わらず初等学校に就学する子どもの人数が、公式の初等学校就学年齢に相当する子どもの総人口に占める割合。
- 初等教育純就学率 公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって初等学校または中等学校に就学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める割合。初等子どもの中には中等学校に行っている子もいるため、この指標は初等教育純就学率「調整値」としても見ることができる。
- 中等教育純就学率 公式の中等教育就学年齢に相当する子どもであって中等学校に就学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める割合。報告、記録制度が整え、中等教育純就学率には、中等学校就学年齢で高等学校以上の学校に就学している子どもの数は含まれていない。
- 中等教育純出席率 公式の中等教育就学年齢に相当する子どもであって中等学校またはそれ以上の学校に通学する者の人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める割合。中等高等学校に行っている子もいるため、この指標は中等教育純出席率「調整値」としても見ることができる。
- 粗出生率 人口1,000人あたりの年間の出生数。
- ケアが十分に行き届いていない子ども 0～59カ月の子どものうち、調査前一週間の中で、ひとりきりあるいは10歳未満の子どもと最低週に1回、1時間以上過ごさせている割合。
- 作成：菱ヶ江 恵子(日本社会事業大学大学院 社会福祉学研究所 博士後期課程)